三　飛行場管制業務に関すること。
四　航空法第九十五条ただし書の規定による許可に関すること。
五　（略）
六　レーダーに関する工事及び保守に関すること。
七　（略）
（削る）
（削る）
（削る）
2　空港・航空路監視レーダー事務所は、地方航空局の所掌事務のうち、前項に規定するもののほか、空港事務所の所掌事務の一部を分掌することができる。

別表第三（第八十条関係）

名称	位置
（略）	
福島空港出張所	福島県石川郡玉川村
（略）	

（新設）
（新設）
二　（略）
（新設）
三　（略）
四　航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関すること。
五　レーダーに関する工事及び保守に関すること。
2　秋田空港・航空路監視レーダー事務所及び宮古空港・航空路監視レーダー事務所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項に規定するもののほか、次に掲げる事務を分掌する。
一　飛行場管制業務に関すること。
二　航空法第九十五条ただし書の規定による許可に関すること。
3　空港・航空路監視レーダー事務所は、地方航空局の所掌事務のうち、前二項に規定するもののほか、空港事務所の所掌事務の一部を分掌することができる。

別表第三（第八十条関係）

名称	位置
（略）	
福島空港出張所	福島県石川郡玉川村
大島空港出張所	東京都大島支庁管内大島町
（略）	

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十六号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四十条第三項の規定に基づき、航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令

航空交通管制部組織規則（平成十三年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
（管轄区域）	
第一条　航空交通管制部の管轄区域は、次のとおりとする。	
航空交通管制部	管轄区域
札幌航空交通管制部	北緯三九度八分一〇秒東経一三六度四一分四九秒の地点から二九九度に引いた線（以下「A線」という。）、同地点、北緯三九度三〇分一〇秒東経一三七度一四分四九秒の地点、北緯三九度三〇分一〇秒東経一三八度四五分四八秒の地点、北緯三九度一〇秒東経一三九度五九分四八秒の地点、北緯三九度一〇秒東経一四一度四九分四七秒の地点、北緯三九度四八分一〇秒東経一四二度一〇分

改正前	
（管轄区域）	
第一条　航空交通管制部の管轄区域は、次のとおりとする。	
航空交通管制部	管轄区域
札幌航空交通管制部	北緯三九度八分一〇秒東経一三六度四一分四九秒の地点から二九九度に引いた線（以下「A線」という。）、同地点、北緯三九度三〇分一〇秒東経一三七度一四分四九秒の地点、北緯三九度三〇分一〇秒東経一三八度四五分四八秒の地点、北緯三九度一〇秒東経一三九度五九分四八秒の地点、北緯三九度一〇秒東経一四一度四九分四七秒の地点、北緯三九度四八分一〇秒東経一四二度一〇分